

公立大学法人沖縄県立芸術大学役員報酬規程

令和3年4月1日

沖芸大規程第12号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人沖縄県立芸術大学（以下「法人」という。）の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員の報酬)

第2条 役員の報酬は、常勤の役員については、給料、通勤手当、扶養手当、単身赴任手当及び期末手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。

(報酬の支払い)

第3条 役員に対する報酬の支払いについては、公立大学法人沖縄県立芸術大学給与規程（以下「給与規程」という。）第4条及び第14条の規定を準用する。

2 常勤の役員の報酬からの控除については、給与規程第5条の規定を準用する。

(給料)

第4条 常勤の役員の給料月額、次の各号に掲げる役員の区分に応じて、当該各号に定める額を上限として理事長が個別に定める額とする。

(1) 理事長 965,000 円

(2) 理事 538,700 円

(通勤手当等)

第5条 通勤手当及び単身赴任手当は、給与規程第18条及び第19条の規定に準じて支給する。

(期末手当)

第6条 期末手当は、毎年6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。それぞれの基準日前1箇月以内に退職し、解任され、又は死亡した常勤の役員についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の172.5、12月に支給する場合においては100分の172.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、解任され、又は死亡した役員にあっては、退職し、解任され、又は死亡した日現在)において役員が受けるべき給料の額に100分の120を乗じて得た額とする。

4 役員の期末手当の額は、各役員の在職期間における業績を勘案し、経営審議会の

審議を経て、その額の 100 分の 10 の範囲内で、これを増額し、又は減額することができる。

5 前項の規定は、役員を兼ねる職員の期末手当及び勤勉手当の額に準用する。

6 第 2 項に規定する在職期間には、沖縄県職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の沖縄県職員としての在職期間を含むものとする。

(日割計算等)

第 7 条 新たに常勤の役員となった者には、その日から給料を支給する。

2 常勤の役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの給料を支給する。

3 常勤の役員が死亡により退職した場合には、その月までの給料を支給する。

4 第 1 項及び第 2 項の規定により給料を支給する場合における日割り計算の方法については、給与規程第 14 条の規定を準用する。

(非常勤役員手当)

第 8 条 非常勤役員には報酬及び通勤に要する費用を支給する。

2 非常勤役員の報酬の額は、次のとおりとする。

(1) 理事 日額 27,000 円

(2) 監事 日額 27,000 円

3 非常勤役員の通勤に要する費用の額は、公立大学法人沖縄県立芸術大学旅費規程の例により支給する。

4 非常勤役員の報酬及び通勤に要する費用は、非常勤役員が業務を執行した日の属する月の翌月における職員の給料の支給日に支給する。

(職員を兼務する役員の報酬)

第 9 条 職員を兼務する役員には、役員の報酬を支給しない。

2 職員を兼務する役員には、給与規程により職員に対する給与を支給する。

(雑則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、役員の報酬に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和 3 年 4 月 1 日理事長決裁)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 6 月 6 日理事長決裁)

1 この規程は、令和 4 年 6 月 6 日から施行し、令和 4 年 6 月 1 日から適用する。

(令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、改正後の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額から、令和 3 年 12 月に支給された期末手当の額に 167.5 分の 10 を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則 (令和 4 年 12 月 13 日理事長決裁)

1 この規程は、令和 4 年 12 月 13 日から施行し、令和 4 年 12 月 1 日から適用する。

2 令和 4 年 12 月に支給する期末手当に係る第 6 条第 2 項の規定の適用については、同項中「12 月に支給する場合においては 100 分の 165」とあるのは「12 月に支給す

る場合においては 100 分の 167.5」とする。

- 3 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された手当は、改正後の規程による手当の内払いとみなす。

附 則（令和 6 年 2 月 7 日理事長決裁）

- 1 この規程は、令和 6 年 2 月 7 日から施行し、令和 5 年 12 月 1 日から適用する。
- 2 令和 5 年 12 月に支給する期末手当に係る第 6 条第 2 項の規定の適用については、同項中「12 月に支給する場合においては 100 分の 170」とあるのは「12 月に支給する場合においては 100 分の 175」とする。
- 3 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された手当は、改正後の規程による手当の内払いとみなす。

附 則（令和 7 年 2 月 4 日理事長決裁）

- 1 この規程は、令和 7 年 2 月 4 日から施行し、令和 6 年 12 月 1 日から適用する。
- 2 令和 6 年 12 月に支給する期末手当に係る第 6 条第 2 項の規定の適用については、同項中「12 月に支給する場合においては 100 分の 172.5」とあるのは「12 月に支給する場合においては 100 分の 175」とする。
- 3 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された手当は、改正後の規程による手当の内払いとみなす。